

(仮称) 子ども・子育て支援複合施設条例の制定について

1 趣旨

公の施設である（仮称）子ども・子育て支援複合施設を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置や管理に関する事項を規定した条例を制定するもの

2 規定事項

目的、名称、位置、利用者の範囲、禁止事項など

- ※ 「送迎保育ステーション」に係る事項も規定することとしたため、「送迎保育ステーション」単独での条例制定は行わない予定
- ※ その他必要な事項を定めた施行規則を制定する予定

3 今後の予定

- (1) 令和5年度第2回（10/5）児童健康福祉専門分科会で条例案を提示・ご審議
- (2) 市議会令和5年第4回定例会へ議案（条例案）を提出
- (3) 令和5年12月下旬公布予定

4 関係法令（地方自治法）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。